

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守に関する留意事項

1 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為について

建設工事の注文者が、消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項に規定する「特定事業者」に該当し、かつ、請負人等（資材業者や警備業者を含む。以下同じ。）が、同条第2項に規定する「特定供給事業者」に該当する場合、当該注文者が、同法第3条に規定する「減額」「買ったたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」を行うことを消費税の転嫁を拒む行為として禁じているが、建設工事の請負契約等において、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」に照らして問題となるのは、例えば、以下のような場合である。

(1) 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

- 契約済みの請負金額（消費税を含めた金額。以下同じ。）から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

(2) 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合（注）
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上

乗せした額よりも低い請負金額を定める場合

- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人等ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
 - 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合
- (4) 本体価格での交渉拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）
- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人等からの申出を明示的に拒む場合
 - 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
 - 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合
- (5) 報復行為（消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号）

○ 請負人等が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をする場合

2 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示について

「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」（平成25年9月10日、消費者庁）を参考とされたい。

3 建設業法上の問題について

消費税率の引上げの際して、建設業法上問題となるのは、例えば、次のような場合である。

なお、消費税税率の引上げの際に行われる「指値」「赤伝」「不当な使用資材等の購入強制」は、上記1（1）～（3）に該当するので留意されたい。

（1）見積条件の提示（建設業法第20条第3項）

本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合

（2）書面による契約締結（建設業法第18条、第19条第1項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合

（3）やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する場合

（4）工期（建設業法第19条第2項）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、工期の短縮や変更を強要する場合

（5）支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）

請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、支払を保留する場合

（6）長期手形（建設業法第24条の5第3項）

請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合

【参考 URL】

- ・ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html>

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成24年7月国土交通省土地・建設産業局建設業課）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html